平成22年7月30日

各　位

東京都渋谷区恵比寿一丁目30番1号
株式会社プロパスト
代表取締役社長　津江　真行
（コード番号：3236）
問い合わせ先　経営企画部長　矢野　義晃
電話　03－6853－3100

資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日平成22年7月30日付の取締役会において、平成22年8月17日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1．資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、上場を維持しながら民事再生手続を利用することで事業再生を図ることを目指しておりますが、当該事業再生に向け、財務体質の改善は喫緊の課題になっております。また、本日付で公表しました「第三者割当による新株式発行及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「第三者割当等に関するお知らせ」といいます。）に記載の通り、当社は、株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナーズ及び株式会社ユーラシア旅行社を割当先とする第三者割当による当社普通株式の発行（以下「本普通株式第三者割当」といいます。）並びに債務の株式化（DES）により実質的な債務の弁済を行うべく、第三者割当による第1種優先株式の発行（以下「本優先株式第三者割当」といいます。）を実施することを予定しておりますが、多額の資本の欠損が存在したままでは株主の皆様への配当を行うことは困難な状況であります。そこで、財務体質の改善及び株主の皆様への配当を容易にすることを目的として、①平成22年8月17日を効力発生日とする資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分（以下、総称して「8月17日付減準備金等」といいます。）、②平成22年10月31日を効力発生日とする資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分（以下、総称して「10月31日付減資等」といいます。）を行うことといたしました。①8月17日付減準備金等は、平成22年5月31日現在の資本準備金及び利益準備金を取り崩して繰越損失の填補を行うものであり、②10月31日付減資等は、本優先株式第三者割当の効力が生じた後に、本優先株式第三者割当により増加した資本金及び資本準備金の増加額の一定の部分を取り崩して繰越損失の補填を行うものです。なお、これらの資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分は、平成22年7月7日付で公表しました「「株式会社プロパスト 再建計画」の更新及び株式会社大阪証券取引所への提出について」に記載の再建計画の一内容をなすものです。

２．８月17日付減準備金等について

次の通り、平成22年８月17日を効力発生日として、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行う予定です。

（１）　資本準備金及び利益準備金の額の減少の要領

① 減少する資本準備金の額

平成22年５月31日現在の資本準備金の額を4,119,450,000円減少させ、減少する額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

② 減少する利益準備金の額

平成22年５月31日現在の利益準備金の額を3,575,000円減少させ、減少する額の全額を、繰越利益剰余金に振り替えます。

③ 資本準備金及び利益準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本準備金及び利益準備金の額のみを減少いたします。

なお、当該資本準備金及び利益準備金の額の減少は、本定時株主総会において必要な承認が得られることを条件として、効力が発生するものとします。

（２）　剰余金の処分の要領

上記（１）の資本準備金及び利益準備金の額の減少後、次の通り剰余金を処分することにより、繰越損失を填補することといたします。

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	4,119,450,000円
別途積立金	395,000,000円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	4,514,450,000円

なお、当該剰余金の処分は、本定時株主総会において必要な承認が得られることを条件として、効力が発生するものとします。

（３）　８月17日付減準備金等の日程

① 取締役会決議日	平成22年７月30日
② 株主総会決議日	平成22年８月17日
③ 効力発生日	平成22年８月17日（予定）

※8月17日付減準備金等における資本準備金及び利益準備金の額の減少は、会社法第449条第１項ただし書きの要件に該当するため、債権者異議申述手続を経ずに行います。

３．10月31日付減資等について

次の通り、平成22年10月31日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処

分を行う予定です。

（1）　資本金の額の減少の要領

① 減少する資本金の額

平成22年10月31日現在の資本金の額を600,000,000円減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えます。なお、当社は、第三者割当等に関するお知らせに記載の通り、当該資本金の額の減少の効力発生日である平成22年10月31日までの間に、本普通株式第三者割当及び本優先株式第三者割当を実施することを予定しているため、減少前の資本金の額は、現在の当社の資本金の額である4,169,000,000円とは異なる予定です。

② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の数の変更を行わず、資本金の額のみを減少いたします。なお、当該資本金の額の減少は、いわゆる100%減資には該当いたしません。

なお、当該資本金の額の減少は、本定時株主総会において必要な承認が得られること、及び本優先株式第三者割当の効力が生じることを条件として、効力が発生するものとします。

（2）　資本準備金の額の減少の要領

① 減少する資本準備金の額

平成22年10月31日現在の資本準備金の額を1,280,000,000円減少させ、減少する額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。なお、当社は、上記2（1）の通り、8月17日付減準備金等によって平成22年8月17日付で資本準備金の額を減少させることを予定しているほか、第三者割当等に関するお知らせに記載の通り、当該資本準備金の額の減少の効力発生日である平成22年10月31日までの間に、本普通株式第三者割当及び本優先株式第三者割当を実施することを予定しているため、減少前の資本準備金の額は、現在の当社の資本準備金の額である4,119,450,000円とは異なる予定です。

② 資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更を行わず、資本準備金の額のみを減少いたします。

なお、当該資本準備金の額の減少は、本定時株主総会において必要な承認が得られること、及び本優先株式第三者割当の効力が生じることを条件として、効力が発生するものとします。

（3）　剰余金の処分の要領

上記（1）、（2）の資本金及び資本準備金の額の減少後、次の通り剰余金を処分することにより、繰越損失を填補することといたします。

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金　188,000,000円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　188,000,000円

なお、当該剰余金の処分は、本定時株主総会において必要な承認が得られること、並びに本優先株式第三者割当及び上記（1）、（2）の資本金及び資本準備金の額の減少の効力が生じることを条件として、効力が発生するものとします。

（4）　10月31日付減資等の日程

① 取締役会決議日	平成22年7月30日
② 株主総会決議日	平成22年8月17日
③ 債権者異議申述公告	平成22年9月17日（予定）
④ 債権者異議申述最終期日	平成22年10月18日（予定）
⑤ 効力発生日	平成22年10月31日（予定）

※10月31日付減資等における資本準備金の額の減少は、会社法第449条第1項ただし書きの要件に該当するため、債権者異議申述手続を経ずに行います。

4．今後の見通し

当社は、平成22年7月7日付で公表しました「減資に関するお知らせ」に記載の通り、上記2（1）の平成22年10月31日を効力発生日とする資本金の額の減少とは別途、民事再生手続における再生計画の定めに基づき、平成23年5月31日（但し、同日に再生計画の認可決定が未だ確定していないときは、再生計画の認可決定が確定した日）を効力発生日として、資本金の額を4,100,000,000円減少することを予定しております。

なお、本プレスリリース記載の各資本金の額の減少、準備金の額の減少及び剰余金の処分は、いずれも「純資産の部」内の振替処理を行うものであり、当社の純資産額に変動はなく、当社の純資産及び業績に直接与える影響はございません。

以上